

平成20年度 第6回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成20年（2008年）12月1日（月）午後1時30分から4時30分
- 2 場 所：長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者
委 員：有吉美知子、岩井まつよ、大西直樹、斎藤洋一、関安雄、北村照子、
矢崎和広
長野県：人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、人権・男女共同参画課長補佐 蔵之内
充 ほか

4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

ただいまから、第6回長野県人権政策審議会を開会します。

最初に出席状況ですが、金委員、矢嶋委員、吉澤委員から、所用のため欠席するという旨の連絡がありました。7名の委員の皆様にご出席いただいております。審議会条例の規定により、審議会が成立していることをご報告します。なお、大西委員は、3時15分ごろ退席されますので、あらかじめご承知ください。

続いて、お配りした資料ですが、次第、配席表、資料1「長野県人権政策審議会答申素案（事務局案）」、資料2「長野県人権政策審議会答申素案修正案」、資料3「長野県人権政策審議会答申内容についての構成案」です。不足等がありましたら、お申し出いただければと思います。

本日の日程ですが、審議の方は4時ごろをめどにお願いします。

それでは議事の方に入らせていただきます。審議会の議長は会長が務めるということになっていますので、矢崎会長、よろしく願いいたします。

（矢崎会長）

お疲れ様です。大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

あと1、2回で答申案を固めなければいけない状況になりまして、時間的にもきつくなってきています。前回、事務局から案を出させていただいて、ご意見をいただきました。その案をもとに事務局がつくりましたものが、資料1「長野県人権政策審議会答申素案」であります。前回の議論の中で、同和問題と外国人問題についてはもう少し踏み込んだ内容にしたいというご意見がある中で、同和問題は斎藤委員、吉澤委員、関委員、外国人問題は金委員、関委員にそれぞれお願いをいたしました。それをもとに、全体の構成も含めて、この委員の方々に資料2「修正案」を出していただいております。それから、中身について項目は変わりませんが、構成を入れかえて、こういうふうにしたらいいのではないかという案が資料3の金委員案です。最終的に、この金委員案に基づいて資料2の修正案が出されています。その点をまずご理解をいただきたいと思います。

まず事務局で作成しました素案、この中には「まえがき」が書いてありますが、この事務局案について説明をいただき、そのあと修正案についてご説明いただくということで進

めてまいりたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

それでは資料1に基づいて説明させていただきます。

長野県人権政策審議会答申案(事務局案)の内容ですが、前回の審議会のご意見、それから審議会後にいただいた北村委員、金委員からのご意見を踏まえて、同和問題、外国人問題以外について、計画等で事業を進めているものについては事務局で作成するということでしたので、関係課にその内容等を確認して、作成したものです。

(資料1に基づき説明)

それから、資料3は、ただいま申し上げました事務局案の構成をそれぞれの項目ごと、このような構成になっているということを、一番右側に事務局案としてお示ししています。事務局からの説明は以上です。

(矢崎会長)

この資料はいつ委員の皆さんに届いていますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

資料1、2、3は金曜日の日にメール又は郵送でお送りしてあります。

(矢崎会長)

岩井委員や大西委員は、資料を全部見ていただいているという考え方で進めてよろしいですか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

いいですか。そうしませんと、少し詳しくやらないといけない部分が出てきますので、わかりました。

そうしますと、修正案を作成いただいた立場から、関委員でよろしいですか。基本的な考え方と構成の部分について、いきさつ等をお話しいただければと思います。

(関委員)

前回、会長から指名をいただきましたので、そのメンバーで3日間にわたって資料作成と討議をいたしました。まず11月20日に金委員、私と2人で外国人問題について討議しました。それから11月25日と26日の2日間、斎藤委員、吉澤委員、私と3人で同和問題について討議をいたしました。

その中で、同和問題、外国人問題について踏み込んで記載するということですが、それ以外の例えば女性、障害者、高齢者についても事務局案から抜けている視点からの記述を追加させていただきました。

そのほかに、特に金委員から全体構成についての改善提案があり、斎藤委員と私が同意

見を持っていました。

特に事務局の原案ですと、現状の調査、県民意識調査が表に出てき過ぎている、それだけが唯一の頼りみたいになっています。

県民意識調査のほか、人権課題に取り組んでいる3つの団体から意見聴取、これまでの経過、歴史、長野県の特徴、委員の経験、見識、そういったものに基づく意見が、土台にあり、大切にしなければならないところあまりにも県民意識調査が唯一の論拠になってしまっているのではないかということが、全体構成について手をつけ始めた趣旨です。

(矢崎会長)

わかりました。ある程度ご覧になっていただいていることを前提にお諮りをしたいと思います。事務局案と金委員案を見させていただきましたが、基本的には順番をわかりやすく入れかえてあります。もう一つは、同和問題と外国人の問題は、オリジナルなものは入れてもらっていますが、それ以外に気になることを補足した、そういう組み立てになっています。できましたら、このあと修正案をたたき台として議論を進めていきたいと思いますが、作成いただいた方々にご異存ないと思いますが、ほかの委員さん方のご同意をまずいただかなければいけないと思います。

と言いますのは、私もゆっくり見させていただいて、午前中に事務局ともう一度検討し合いました。その中で、修正案が事務局案を補充し、作り直しをしてある、まさに修正案であると私は解釈しました。事務局からもその進め方で異存はないとの合意を得ておりますので、委員の皆さん方にも、この修正案をもとに議論していいか、ご意見をいただければと思います。

(斎藤委員)

すみません、一つだけ補足させていただいてよろしいでしょうか。事務局案でいいますと、「2(3)人権課題の状況」と、「5 分野別施策の推進」です。これが金委員案では、「4 分野別施策の現状課題と方向性」として一つにまとめられています。むしろこの方がそれぞれの問題を理解するにはわかりやすいということで、金委員案の方がいいと思っています。

(矢崎会長)

事務局案は、分野別施策、分野別の問題が2か所に載っています。そうするとダブって、インパクトがなくなってきますし、最後のまとめが竜頭蛇尾になるとのご意見も申し上げましたが、そこも膨らんできています。私は流れとしては、事務局は、委員からいただいた意見をまとめる中で、言われたとおりまとめたつもりでいますが、よくなる分には構わないだろうということで合意を得ましたので、そうしましたら、修正案に基づいて進めていくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

はい、ありがとうございます。

そうしますと、一つ修正案にない「はじめに(まえがき)」の部分を事務局案でよいかどうか、修正するかどうか、これだけは先にお決めいただいて、あと各論に入りたいと思います。まえがきを事務局で読んでくれますか。

(蔵之内課長補佐)

読ませていただきます。

(資料1の「はじめに(まえがき)」を朗読)

(矢崎会長)

ありがとうございました。これは、知事に答申するためのまえがき、答申書のまえがきです。これについてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(斎藤委員)

まず書き出しから、事実と少し異なるのではないかと考えています。長野県の人権施策は本当に同和問題を中心に進められてきたのだろうかという点です。

そこから引きずられているのか、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が2002年に失効していますが、この基本的な認識に問題があります。と言うのは、地域改善対策特別法は事業法です。ところが、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、人権教育・人権啓発に関する法律であって、前者が終わったから後者変わったというものではありません。人権施策の一つとして教育・啓発がありますが、それをここへ記載して、地域改善対策特別法が終わって人権教育・人権啓発に関する法律ができ、これをもとに施策を推進することになっているとするのは、基本的に考え方がおかしいと思います。

障害者自立支援法、男女共同参画基本法、アイヌ新法、多文化共生に関するもの、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、犯罪被害者基本法など、さまざまな法律・条約があって、それに基づいてさまざまな施策が行われていますので、ここで同和問題の法律だけを持ってきて、地域改善対策特別法が失効したので、今度は人権教育の啓発の法律で行っているというのでは、この間の流れがきちんと捉えられていないと思います。にもかかわらず、真ん中辺では、従来からの女性、子ども、高齢者、障害者などの人権問題に加えて、ここでは同和問題が抜けてしまっています。それは多分、特別措置法が失効した後、やってこなかったという負い目みたいなものが少し入っているのではないかとと思いますが、ここでは同和問題が抜けています。

それから、同和問題については、特別措置法の失効以降、一般施策の中で対応しているとするのは、そもそも資料1の2ページの「人権政策審議会の設置」でいっている「平成16年度をもって概ね終了した」としていることと、必ずしも整合していないと思います。ここは、2つの考え方があると思います。一つは、金委員案のように「基本理念」から入ってしまう。よくわからないことを書くのならもう書かない、「基本理念」から入ってしまうという考え方です。資料2でいいますと、「2(2)本審議会設置の背景と目的」の中に、審議会はこういうことを審議して答申すると出ていますので、それでよいのではないかと

ということです。知事に答申をしますので、きちんと答申しますということを書かなくてはいけないと思います。むしろ真ん中から下に、例えば男女共同参画などは、それぞれ審議会をつくって答申を受けて施策を推進してきたと、ところが同和問題については、この間少し停滞していた。それから外国人の問題は、これからの問題として大きな問題になるということで、この2つについて重点を置いて答申すると書けば、非常にすっきりしたものになるのではないのでしょうか。この2つになるとは思います、いかがでしょうか。

(矢崎会長)

ほかの委員からも意見をお聞きしたいと思いますが、前口上で何も書かないこともあります。私が茅野市長の時にもらった答申の中には、「何月何日に、茅野市長から諮問をいただいたこの件について下記のとおり答申します」というものもありました。だから、それでもかまわないです。

ただ、この内容を見たときに、どうしても今、斎藤委員が言われたこの下の部分、人権についてきちんと、オールラウンドに同じボリュームで配慮をしながら書かれている答申にはどうもならないと思います。だから、この審議会が何を中心に議論したかを「まえがき」で書いておかないと、もらった人が、「あれっ」と思う可能性があります。そういう意味では要るかと思いますが、前口上にいろいろなご意見があれば、それははずしてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

中段の「しかし、同和問題については、特別措置法の失効以降、一般施策の中で対応している状態にあります。・・・」の3行の書き方は問題ないですか。

(斎藤委員)

一般施策の中で、県はあまり対応していないのではないかとというのが私の意見です。

(矢崎会長)

「人権に関する県民意識調査」の結果を見ると、同和問題に関する県民意識は後退していると思わざるを得ない。

(関委員)

まずは中身を議論していただいて、前書きは最後にした方がよいと思いますが、いかがでしょうか。

(矢崎会長)

それでは、修正案をもとに議論することになっていますので、最初に修正案を議論いただいて、最後に「まえがき」についてご検討いただくことで組みかえさせていただきます。

それでは修正案に入りたいと思いますが、構成については、資料3の構成に従っています。内容をもう詰めていく段階ですので、一つ一つ区切っていかざるを得ません。区切りながらやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、「1 基本理念」、「2 長野県における近年の取り組みと本審議会」、「3 長野県における人権に関する実態」を最初に検討させていただいて、次に「4 分野別施策の

現状・課題と方向性」に入りたいと思います。

この説明をお願いします。

(斎藤委員)

それでは少し経過だけお話しさせていただきます。

金委員が前回欠席されていて、前回話し合われた内容をあまりご存知ない段階で事務局案をご覧になって、このように修正した方がいいのではないかとお考えになって、それぞれの委員にメール又はファックスで送られました。

金委員案では、「基本理念」の(1) (2)が、事務局案の3にあたります。これをこちらに移動するか、頭に持ってくるかということになりますので、まだ文章化されていません。前回の事務局案と同じように箇条書きになっています。それをお断りしなければいけないことが一つです。

2つ目は、金委員が、このほかにこういうことがあるのではないかと加えたもの、それから関委員も参加されて加えられた意見が下線の引いてある部分です。

3つ目が、同和問題について私たち3人で議論して、案をつくって、金委員案にはめ込みました。それで最終的に、金委員に少し文章などを調整していただこうと思っていましたが、そこまでの時間はなかったようで、金委員の文章と私たちの作成した文章のトーンが少し違うところがあります。その辺はこれからの審議で文章を直していかなければいけないと思っています。同和問題について話し合いをした3人の中では、金委員の文章は非常にわかりやすい文章ですので、最終的に金委員の書き方で統一、整理していただくと、わかりやすい、すっきりした文章にできるかなと話し合いをしました。

(矢崎会長)

いろいろな意見が入って、オリジナルなものになることは全然かまわないです。ただ、できたら書き手は一人にしたいです。文体まで変わってしまうと、見た人に負担がかかるので、最後は金委員にまとめていただけるのであれば、金委員をお願いするのが一番いいのですが、事務局にやれということであれば事務局、一人の手でやりませんと、継ぎ接ぎ細工みたいな感じになる可能性があります。添付資料は本文の中に入れていく場合にはいいりません。でも、ここで「基本理念」等々については、ある程度オーソライズしていただかないといけません。

それで一つは、最後にお聞きしようと思っていたのですが、今、斎藤委員がおっしゃられたので確認ですが、文章的にまとめるのか、箇条書き的にまとめるのか。答申の文体については決めていただかないといけませんが、どうでしょうか。

修正案は、前回示した最初の事務局案です。事務局が文章化したのが、今回出た素案です。これは好き好きみたいところがありますが、どちらがわかりやすいかという問題になると思います。

できたら今日おさらいを全部してしまいたいです。それで、金委員案の1番、2番、3番について基本的に意見交換をしていきたいと思っています。

では事務局で朗読をしていただけますか。まず「基本理念」から、一つずつやっていくことでよろしいでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

(資料2の「1 基本理念」を朗読)

(矢崎会長)

「基本理念」の「人権の捉え方」、「人権政策の基本理念」、事務局素案でいうと、7～8ページの「基本的な考え方」になります。このことについて意見交換をしたいと思いません。

(有吉委員)

この事務局案の7～8ページの(1)、(2)は、私はとてもよくできていると、格調が高い言葉でとてもよくできていると思ひまして、これを修正案ですと途中で紛れ込まれてしまっている。ここは理念ですので、私は歴史よりも先に理念を掲げるべきだと思います。内容としてはすばらしいと思ひます。

この金委員の素案は、最初に出てきた事務局案で、これは内容が薄いと思ひていましたが、今回の事務局案は内容として、とてもよく練られていると思ひますので、事務局案を先に持ってくればよいと思ひます。

(矢崎会長)

そうしますと、7～8ページ、有吉委員が言われた基本的な考え方の「(1)人権の捉え方」、「(2)人権政策の方向性(基本理念)」について、そういうご意見が出ましたが、ほかの委員からのご意見もお聞きしたいと思ひます。そうすると文体になってきます。箇条書きにするか、文章にするかという議論になってきますので、一緒にご議論をいただければいいと思ひます。

(岩井委員)

私も有吉委員の意見に賛成です。文章が最初に出て、ある程度の見解がわかりやすくなっていますので、こういった形でいいと思ひます。

(矢崎会長)

大西委員、いかがでしょうか。

内容的には大体同じことが深めてあるかどうかということです。あと文体です。

(大西委員)

少し細かいことですが、「さらに昨今の経済情勢下においては」で、いろいろ問題点が掲げられている中に、「犯罪被害者への支援」と、ここだけ少しニュアンスが違うので、「犯罪被害者の社会復帰の困難さ」という方がいいかと思ひます。

(矢崎会長)

それは修正案の 3番目ですね、犯罪被害者への支援。

(大西委員)

あと、「人権の捉え方」の最初の「に「人権の侵害とも言える」とありますが、この「も」は、僕たちはどうしても使いたくなりますが、いきなり最初から、これを使うと、少し違和感がありますが、斎藤委員、どう思いますか。

(斎藤委員)

そう思います。ここで「も」を入れてしまうと何か弱いです。

(大西委員)

せっかくなのに、いきなり「も」が入っていると変ですね。2つだけ気がつきました。

(矢崎会長)

一緒に議論してしまうと面倒になるかもしれませんが、事務局案の7～8ページの「基本的な考え方」が文章にあります。この内容でいいのではないかというご意見が出ています。その点、大西委員はいかがですか、構いませんか。

(大西委員)

それで賛成です。

(矢崎会長)

これは、実際の書き手は金委員です。金委員の意見を本当は聞かないといけないと思いますが。

(斎藤委員)

お三方には申しわけありませんが、私はこの事務局案には真っ向から反対です。なぜかと言いますと、一番気になるのは、7ページの一番下です。「権利の行使にあたっては他人の権利についても十分配慮し」の部分は、人権を制限する考え方ではないかと思います。

これは改めて言うまでもないことですが、人権にかかわって責任や義務が第一に生じるのは国家、政府であって、最初から「権利の行使にあたっては他人の権利についても十分配慮し」ということを入れてしまうと、この審議会の見識が疑われかねないのではないかと考えています。

それとつながってくると思いますが、8ページの(2)の最後のところです。ここに事務局の考えが出てしまっていると思いますが、「従来、人権尊重の意識は「差別をしない、させない、ゆるさない」あるいは人権とは「かくあるべし」というメッセージを重点に置いていましたが」という部分です。これは前回、私が疑問を呈したところです。それから金委員の素案を見ると修正をされています。2ページの上に「「差別をしない、させない、許さない」ことを基本として、また「かくあるべし」とする固定感をなくし、」と、ここを見事に切っています。これに対して事務局案はそうではないのです。「差別をしない、させない、許さない」とか、「かくあるべし」というメッセージをこれまで重点的に言ってきた

が、そうじゃないということです。金委員、あるいは私の意見と180度違います。

しかも、ここは非常に大事なところで、長野県はこれまで「差別をしない、させない、許さない」を同和教育の基本としてきています。それをおかしいというのであれば、事務局はきちんと説明しないとイケない。それなしに、こういうことを書かれたのです。

多分、事務局は有吉委員の意見を入れたと思いますが、有吉委員はそういうことを言っていないと思います。つまり、人権に対して押しつけ的なことをやってはいけないと、あるいは人の心に土足で踏み込むようなことをしてはいけないと、そのこととこのことは全く別な話で、「差別をしない、させない、許さない」あるいは、というふうに、これをかくあるべしとつなげられたのでは、私はこれを認めるわけにはいきません。

それと、もう少しさかのぼって5、6行上のところに、「今後は心の豊かさ(心の安全・安心)」というふうに、非常にわかりにくい日本語が入っています。どうも人権問題、あるいは同和問題を心がけの問題にしてしまっているのではないかと、前知事と同じで、心のもちようという考え方に立っているのではないかと思います。権利は権利として、ヒューマンライツとして捉えなければいけないのに、個人と個人との心の関係みたいなものに少し矮小化して捉えている。そういうことが、端々に出ているのではないかとということです。私は、この事務局案には全面的という言い過ぎかもしれませんが反対です。

(矢崎会長)

「理念的に」言われるとおかしいでしょうか。要するに字句の訂正をしたいと言うことですか。

それと、事務局案を弁解するわけではありませんが、事務局の意見はほとんど入っていません。委員の皆さん方の意見を事務局がどうやって文章の中に入れていけばいいか努力をしているので、こここのところも「メッセージを重点に置いていましたが」とは、「かくあるべし」だけにかかっているだけです。ただ、直さないといけないでしょうね。上の方もかかってくるので、そういう文章的な問題はいいですが、事務局の立場でいうと、委員の皆さん方の意見をできるだけこの中に入れてきて、全面的に認められないというかわいそうかなと思います。いけないところは直すという意味では、最後のメッセージのところは、おっしゃるとおりで誤解されやすい。それを金委員は上手に分離しています。それは金委員の考え方、書き方でいいと思います。

あと「権利の行使にあたっては他人の権利についても十分配慮する」という部分は、普通使っていませんか。

(有吉委員)

いいですか。人権と人権はどうしても衝突してしまう。一つの人権を尊重することに、個人と個人の人権が衝突してしまうということは、憲法ができたときから認識していることで、そこで13条で公共の福祉に反しない限りという言葉が出ています。

これを行政が制限することは私も望ましくないと思います。それは責任を自覚する、また個人の自己責任問題という審議会としてのメッセージなので、この言葉自体は、別に行政機関、県のメッセージではないわけです。行政のそういう立場で自己責任だとか、人権は自分で他人の人権も制限するのだから気をつけなくてはならないということを行政が言

うことは問題だと思えます。人権と人権が衝突することは当然のことで、何でも人権と言うと、他人の権利を侵害しても、それを言っていていいという問題ではないと思えます。表現の問題と思えますので、ニュアンスとしてはそういうことを言いたいのではないかと思えます。書いた方はそういうふうに捉えてこういう表現にされたのかなと思うので、間違っているわけではないと思えますが、表現の工夫は必要で、私たちの答申の言葉として、もう少しいい表現ができたらと思えます。

(矢崎会長)

この「基本理念」について、もう少し議論をいただきたいと思えます。修正案が出されていますが、この部分については事務局素案の方でいいのではないかと、その中で、今、斎藤委員から、権利の行使にあたってのくだり、心の豊かさ、かくあるべし、そこら辺については合意できないというお話がありました。

心の豊かさを求める社会への変化の対応にした政策ということは、そんなにおかしいですか。

(斎藤委員)

その後ろの「心の安全・安心」まで書き込んでいるところです。

(有吉委員)

豊かさの内容をこういうふうに書いてしまっているということです。

(矢崎会長)

「心の豊かさを求める社会への変化の対応」ということは、もう普通に言われています。

(斎藤委員)

そこはいいです。その後の部分です。

(矢崎会長)

「安心・安全」ですね。

(斎藤委員)

そうです。「心の安心・安全」がわかりにくいのではないかと思えます。

それと、前回の事務局案、修正案の方では、1ページの(2)の最初の です。これがあるといいのですが、今、探していますが。

(矢崎会長)

「人権政策の方向性(基本理念)」にあります。「自己実現、自立、社会参加」の実現できる社会づくりを目指すものでなければなりません」と。

(斎藤委員)

これですね。あればいいです。

(矢崎会長)

一つ一つ解決をしていかなければ進みません。「基本理念」については、2つの案が出ています。修正案、もしくは事務局案でいいのではないかと、どうでしょうか。

(北村委員)

私も事務局案の方が充実していると思いました。

ただ、「基本理念」ということですが、何の基本理念がよくわからないので、基本理念だけではなくて、頭に何か書かないといけないと思いました。事務局案の7ページを見ますと、「人権の捉え方」の上に「3 基本的な考え方」とあります。全体を見ればわかりますが、何の基本的な考え方と言うことで、「人権の基本的な考え方」ということではないかと思えます。

(矢崎会長)

北村委員、形としては修正案の形になります。ですから頭に「基本理念」、それで「人権の捉え方」、「人権政策の基本理念」、これは方向性と素案はなっていますが、これは「基本理念」という修正案になっています。この項目は基本的には修正案でいこうということで動いていますので、内容についてご意見をいただければと思います。

(北村委員)

ですので、「基本理念」だけでいいのかどうか、頭に何もつかないでもいいか。

(矢崎会長)

一番頭に「人権政策」がつかなくていいか。

(北村委員)

それがわからないので、内容についてはこういう文章化で、事務局案はよくできていると思っています。

(矢崎会長)

そういうことですか。「基本理念」を「人権政策の基本理念」と書いた方がいいのではないかということですね。

(北村委員)

ええ、ただ「基本理念」でいいのかどうかということがわからないです。

(矢崎会長)

わかります。そうすると、この(2)と同じ題目が頭につくということになります。「人権政策の基本理念」と持っていくと、ここにも拳がってくるということになります。ご意見をお

聞かせたいと思います。

斎藤委員、事務局の素案が出る前の事務局案に基づいて金委員が組み直しをしていたら、そういう考え方ですね。金委員のご意見も聞きますが、基本的に、今いる委員さん方が、この部分は事務局素案でいいのではないかというご意見でありますから、指摘いただいたところは直します。誤解されないような直しを3カ所ぐらいします。安心・安全の問題と、最後のメッセージの切る部分は言われたとおりだと思いますし、「行使にあたり他人の権利も十分配慮」という部分も事務局で今、意見をお聞きしましたので、誤解されないような書き方を考えてください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。

(矢崎会長)

関委員、この部分はそういう意見が多いので、そういうことよろしいでしょうか。

(関委員)

最初に申し上げましたように、この部分は金委員が自分でお書きになっているところなので、金委員に確認・調整した方が望ましいです。

(矢崎会長)

そうですね。この部分は金委員の意見を聞くと。

それでは事務局の方で、今の議論をもとに、この基本理念について金委員とキャッチボールしてみてください。

(斎藤委員)

もう1か所8ページの真ん中辺に「また、」で始まる場所の「文化」ですが、「当然として持っている」の当然持っている、あるいは日常生活のうえで持っている、この「当然として」というのは何か、これは言葉の問題ですから要るのか要らないのか、直した方がいいのではないかということと、「すなわち、」以降の文章が、何かわかりにくいので、これももう少しわかりやすく整理する必要があるのではないかと思います。

(矢崎会長)

8ページの基本理念の(2)ですね。

(斎藤委員)

人権政策の方向性の2つ目のパラグラフ、「また、人権が尊重される社会とは」のところの3行目で「人々は日常生活において当然として持っている」という当然ということは、「日常生活において当然として持っている考え方」とか、「その当然として」ということが、何かはっきりしない感じですが、ともかくとして、「すなわち、」以降の「人権の普遍的文化とは、個々人が日常生活のうえで、人権意識や人権感覚をもった発言や行動・態度がと

れることや、社会の制度や仕組みにおいても人権の視点に立脚したものにしていける努力が求められる文化」という部分は、何か非常にわかりにくい文章ではないかと思っていますので、もう少し直した方がいいのではないかと思います。

(矢崎会長)

難しいといえば難しいですね。ここは岩井委員、どうですか。

(岩井委員)

そうですね。この文章は、「まえがき」の部分とも兼ねあってきますね。例えば7ページの「(1)人権の捉え方」の最初の10行ぐらいは、「まえがき」に持っていてもおかしくない文章ですね。「まえがき」とこの部分は、具体的な話のあとでもう一度、金委員もいらっしゃる場で論議した方がよろしいのではないのでしょうか。基本的に、こういった文章の形態で、この場所に置くことだけは今日基本的な合意ということにしておいていいかと思っています。

(斎藤委員)

ここは、多分、「まえがき」をきちんと書くとダブってくるかもしれません。

(岩井委員)

ですから、そこは「基本理念」を精査する時にでもいいという気がいたしますが。

(矢崎会長)

わかりました。どちらにしましても修正案のこの部分は、金委員のどちらかというところの個人の見解で直されているところですね。あらかじめ事務局でキャッチボールしておいてください。そのときにまた新しい話があるかと思っています。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

金委員は「人権の捉え方」、「基本理念」について、この 自体は、前回、委員の皆さんにお示ししてありますし、それを踏まえてアンダーラインの部分を金委員が追加されました。前回の審議会のときに、この箇条書きにもう少し現代的なものとか、その状況を踏まえて、事務局で書くということで作成したのが、事務局案の7～8ページです。ここにある の項目をすべて消し去るということではありません。いずれにしましても、金委員と事務局案でもう少し手直ししたもので、話をしたいと思います。

(矢崎会長)

私には、金委員から事務局と打ち合わせするとありましたので、打ち合わせしてもらってあると思って今日聞いたら、お忙しいようで、お互いに出しっぱなしになっていた。だから、そこは詰めましょう。今日の審議会の意見だけは金委員にも伝えていただいて、原則的には総意に基づいて進めていくということですので。

それでは次に進みます。「長野県における近年の取り組みと本審議会」について説明し

てもらえますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

(資料2の「2 長野県における近年の取り組みと本審議会の(1)」を朗読)

(矢崎会長)

ここは見てもらうということでもいいですね。次に「本審議会設置の背景と目的」へ行ってください。

(蔵之内課長補佐)

(資料2の「2 長野県における近年の取り組みと本審議会の(2)」を朗読)

(矢崎会長)

事務局案に対してアンダーラインを引いてある部分が、金委員が追加したところですが、そこを中心に少し議論をいただきたいと思います。

アの部分で、下のの部分ですが、この線の引いた部分がここに入るのか、人権政策審議会の設置の方に移るのかという意見が事務局から出ました。この部分に、前回の事務局案には3行ぐらい入っていましたが、はずされています。それはそれでいいのか。どういふことがはずれていますか。

(蔵之内課長補佐)

資料1の2ページ「長野県の人権施策の経緯」の「部落解放審議会」の5行目に「この答申の中では」とあります。「今後の部落解放審議会のあり方として名称・目的等の変更を含め、人権・同和問題の解決にむけ第三者機関として活用すべきなど」といった内容の提言がありましたという部分が落ちています。

(矢崎会長)

元々の答申内容では触れてあります。この修正案からははずれていますが、それでいいかどうか。特に同和問題に関係しますので、委員の皆さん方はどうでしょう。

(斎藤委員)

よろしいですか。この部分については、そもそもその第三者機関として活用すべきというところだけがなぜクローズアップされているのかわからないということでした。前回の審議会で関委員から出された問題で、むしろここへ入れるのならきちんと、以前事務局からいただいた概要があります。ここに入れるのであれば、それをきちんと書くべきではないかと思います。

(矢崎会長)

では承知してはずしてあるということでもいいですね。それではそれでいいです。同和問題で書かれた部分の方々のご判断が、ここには要らないということならそれで構いません。

(齋藤委員)

資料 2 の 14 ページをご覧くださいますと、「(え) 長野県部落解放審議会答申」で、こう
いうことが指摘されているということで、5 つ入れてあります。

(矢崎会長)

私はその点を確認したかったので、それは承知してはずされたということでもいいですね。
では「本審議会設置の背景と目的」についてご意見いただきたいと思います。

(齋藤委員)

私もこの修正案に加わっていてこういうことを言うのはよくないのですが、一つは、こ
の組み方を変えたらいいのではないかと思っています。この 2 の (1) の「長野県の取り
組み」と、(2) の「本審議会設置の背景と目的」の「イ 人権政策の推進」は重なると
ころがありますので、むしろ「長野県の取り組み」へこれをすべて持って行って、「本審議会
設置の背景と目的」は部落解放審議会があって、この答申がなされたが活用されなかつた。
だから、人権政策審議会が設置されたとしてしまった方が非常にすっきりするのではない
かと思いました。

部落解放審議会と人権政策審議会の間、「人権政策の推進」が入っていることで何か
わかりにくくなってしまっていますので、これはむしろ 2 の (1) の「人権関係法令及び
長野県の取り組み」の中へ入れてしまった方がすっきりするのではないかと思います。

(矢崎会長)

イについて、ご意見をお聞きしていきます。

この中で、事務局との話の中では、男女共同参画をこの中に入れることでいいのかなと
いう意見がありました。どちらかという、ここは人権全般に関する羅列になっていま
すが、金委員は、県もいろいろなことをやってきたのでなるべく紹介したくてここへ入れ
てもらっています。男女共同参画は、今回の分け方で言うと、どちらかという個別のカ
テゴリの中に入ります。それで、個別のカテゴリの中で、同和問題と外国人の問題は別と
いうことで、あとは各々、同じように扱って生きたいというスタンスでした。あとの人権
課題も気になるところがありますが、男女共同参画だけが少し強くなっています。そうす
ると、有吉委員も子どもの問題をもっと入れたいという話になってくるかもしれません。
これも金委員のご了解をもらわなくてはいいませんが、打ち合わせをするように事務局に
言っております。

「長野県における近年の取り組みと本審議会」について、表も含めて、2 ~ 6 ページの
部分です。

(齋藤委員)

修正案の 2 ページの (1) の 2 つ目の です。「とりわけ、同和対策事業特別措置法」
のところですが、3 行目に「同和対策が、平成 14 年度をもって終了し」という表現は少し
まずい表現だろうと思います。これは手法が特別措置法から一般対策へということですか

ら、同和対策が終了したわけではありませんので、ここは書き直していただかないといけないと思いました。

(矢崎会長)

これは金委員のご了解をもらってということですね。

(関委員)

これは、「同和対策が終了した」と切り取って読むのではなく、前の文章から続いているですね。

(矢崎会長)

その点は非常にナイーブなところで、はっきり言って普通の人は気がつかない部分です。

(有吉委員)

事実は事実として淡々と伝えた方がいいと思います。

(斎藤委員)

ですから、同和対策が終わったわけではありません。

(有吉委員)

ええ。私も同じようにそこまでは気がつかなかったので、普通の人はなかなか気がつかない問題で、反対にそこまで細かくナイーブにした方がいいのかどうなのか。

(斎藤委員)

審議会答申ですから、厳密に書いておかないと、そこだけとられて、同和対策がもう終了したように理解されたら困ります。

(矢崎会長)

「同和対策事業特別措置法に基づく同和対策が終了して」という話にしておいた方がいいのではないですか。

(有吉委員)

主語と述語にすれば、それは事実として間違っていないと私は思います。

(関委員)

だから、いらないかもしれませんね。

(矢崎会長)

たくさんあるからわからなくなってしまう。でも、おっしゃることはわかりますので、検討部分にしておきます。ほかに。

(関委員)

それ以降に、何か工夫して最後に持っていてもいいかもしれませんが、何か工夫が必要ですね。

(斎藤委員)

その3ページの表ですが、一番左の行のくくり方が「人権・同和問題」というくくりになっていて、そこに同和問題を入れてしまっているのです、この審議会の話でいけば、同和問題も当然分野別になりますので、そこへ入れるのはおかしいと思います。そこに入れてしまいますと、先ほどの話ではありませんが、例えば人権啓発センターは要するに人権全般ですが、左の方に同和対策の特別措置法が入ってしまっていて非常にわかりにくくなっていますので、分野別の方に同和問題も出すべきではないかと思いました。

(矢崎会長)

これは「法令等」と「長野県の取り組み」に分けてあります。ただ、これはスタンスを決めないと、要するに人権関係法令の中で、こういう羅列でいいかどうかということは少し事務局の打ち合わせの中で、逆にこれは要るのでしょうか。

(有吉委員)

私は要らないと思います。誤解されたり、余計わけがわからなくなったり、何が言いたいかわからなくなってしまうという感じがしますので、それなら全然ない方がよくて、ないと困るかといったら特に困らないと思います。

(斎藤委員)

個別の方でまた出てきますよね。

(有吉委員)

ええ、そこに出ていますので、こういう表にしてまでそこを伝えて、かえってこの表の意味がよくわからなくなってしまうのなら、ない方がよいと思います。

(斎藤委員)

特に、ここで「人権・同和問題」に入っていることは何かおかしいです。

(矢崎会長)

種をつくるだけです。これについては、事務局で金委員と話をし、「人権関係法令及び長野県の取り組み」と書いてありますので、金委員がどうしても必要な法令は、表ではなくて、この文章の中に入れていただいた方がいいかもしれません。

(斎藤委員)

金委員は、人間尊重推進委員会をやってこられたので、それがあると思います。

(矢崎会長)

そういう意見ということで、金委員と調整させてもらうということによろしいですか。では、表については、表でない表現で金委員の気持ちを入れたいといけませんので、そういう話し合いをさせていただきます。

それと斎藤委員が言われた、「本審議会設置の背景と目的」の(1)と(2)のつながりで、イだけをこっちに持ってくるということですね。あとは構わないですね、わかりました。

(岩井委員)

イの中身ですが、表の整理の問題がまず先にありますが、項目も何かいろいろあって、例えばポスターと人間尊重推進委員会が同列ではないはずなので、優先度、重要度から取舍選択をもう一度考えた方がいいと思いました。

(斎藤委員)

そう思いました。それと事務局に、そういうことは詳しくないのでお聞きしたいのですが、例えば「人間尊重推進委員会設置要綱が制定され」と書いてありますが、これは制定されるようなものでしょうか、それから「多文化共生研究会設置要綱が制定され」とありますが、制定というふうを書くようなものでしょうか。先ほど事務局が読まれるときに、設置と読まれていたような気がしましたので、いかがでしょうか。制定というと、何か条例が制定されるようですが、ここはかなり羅列的で、論理性があまり感じられない気がします。

(矢崎会長)

つけ足していただいた部分は精査が要るかもしれません。この中でも、男女共同参画だけが出てきていますね。

(斎藤委員)

岩井委員がおっしゃられたように、重い、軽いといっちはいけませんが、並べ方としてどうかという気がします。

(矢崎会長)

どちらにしても、「長野県における近年の取り組み」について、事務局で金委員と打ち合わせしていただいただけませんか。今、出た意見も含めて、「法令」、「長野県の取り組み」、「本審議会の背景と目的」、特に追加した部分も含めて、できたらスタンスは統一しておきたいと思います。それと、岩井委員から出されたポスターとほかの要綱が並列みたいな感じでいいかどうかなど、金委員は、長野県はいろいろやってきたことを書いてくれています。気持ちはよくわかりますが、少し見た方に違和感を感じますので。

この大きな2の部分は、おそらく金委員も時間があっておやりになられたところではないと思うので、事務局で1月29日までには調整しておいてくれませんか。それで委員の皆

さんからのものをまたご用意いただくということをお願いします。

次に「3 長野県における人権に関する実態」。この部分はもう見ていただいてありますので、線を引いたところだけをつけ加えてもらってあるということでもいいですか、事務局、金委員からはそういうことですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そうですね。

(矢崎会長)

大きな3で、構成についてはご了解をもらってあるのでこの構成でいきます。そうすると、この下線を引いてある部分を追加していただいていますので、「3 長野県における人権に関する実態」、7～11ページの傍線が引いてあるところだけ検討したいと思います。ほかのことも構いませんが、検討をしたいと思います。

事務局で、線を引いてあるところの意見募集に関して、このマークは事務局で入れてくれという意味ですか、そういうことですね。これは事務局でわかるということでもいいですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そうですね。わかります。

(矢崎会長)

いいですか。3団体からのヒアリングの部分の傍線の部分についてご覧をいただいて、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

(関委員)

最初に申し上げました県民意識調査だけが前に出ているのを是正するものです。

(矢崎会長)

それはわかります。県民意識調査以外に審議会は何もやっていなかったのかという話になってしまいますからね。そういうことを踏まえてご意見をいただきたいと思います。特に問題がないと思いますので、この部分はそのままにさせていただきます。

県民意識調査についての部分は、パッとお読みいただいてご意見をいただけたらと思います。同和問題が多くなっていますが、これは多く質問をしているからです。私はこのボリュームの違いはいいだろうと思っていますが、県民意識調査については8～11ページまでですね。特に線を引いたところについて、先ほど関委員が言われたように、それぞれに入っていたものを全部ここへまとめて入れてあるということです。それで追加をしていたということですか。

(斎藤委員)

すみません。少しお断りですが、10ページの同和問題で、その下線を引いた部分は私た

ちが加えたものですが、金委員は、質問をそのまま書いていなくて質問を要約して、こういう質問についてはこうだったというふうに書かれています。私たちが追加した分は質問項目をそのまま書いてしまっていますので、ここは前後とあわせて、金委員にもう少しまとめていただいてもいいと思っています。

(岩井委員)

それと、「分野別施策の現状・課題と方向性」では同和問題が最初に来ています。これは県民意識調査の方は調査した順番ということで、別に整合性を持たせないという考え方ですね。

(矢崎会長)

この間の議論の中で、この2つは特化してするということで、この2つを前に持ってきてしまうということですか。

(岩井委員)

「分野別」ではそういうことだと思いますが、県民意識調査の順番にこちらの方はなっています。

(矢崎会長)

これは純粋に県民意識調査の質問の順番ですね。

(岩井委員)

それはそれでいいということで、よろしいですね。

(矢崎会長)

調査結果ですから。

(斎藤委員)

それで、ここが少し変わってしまうと、あと一つ一つの質問を全部書かせていただくと。金委員は同和問題については一つだけしか書いていませんでした。

(矢崎会長)

そうですか。どういたしましょうか、8～11ページの特に書き加えていただいている部分は、同和問題の部分だけですね。あとは少しつけ足してあるだけです。

これは斎藤委員、もう少し金委員とご相談した方がすっきりするかもしれないということでもいいですか。表現の問題ですね。

(斎藤委員)

はい、表現の問題です。ここだけ前後と少し違う表現になっていますので。

(矢崎会長)

足した部分について、書き手を同じにすることですね。それも踏まえて、県民意識調査をこうやってまとめておくとわかりやすくいいと思います。

次に「分野別施策の現状・課題と方向性」ですが、同和問題と外国人の問題については特別に今回の審議会では、ほかに受け皿があまりないから、もしくは、過去の流れの中で少しきちんとやっておきたいということでそれぞれの委員の皆様方をお願いをしました。

これを、読むわけにはいかないの、どういうふうに進めていきたいと思いますか。

(関委員)

一番、時間をかけたのが同和問題ですので。かなり書き込みました。また同和問題の県民意識調査も最初は同和問題の分野別の中に入れようとしたんですが、この金委員の全体構成を尊重して、その部分は切り取って前に持ってきました。

(矢崎会長)

流れがわかりやすくなりました。

(斎藤委員)

すみません、前回の審議会のときに、金曜日までに送ってくれば読んでくれるからと。土曜日、日曜日に送られると読めないかもしれないというお話しがありまして、金曜日より前に送るという話でしたし、その前に金委員が、メールをお持ちの方には既に送っていますし、読んできていただいたという前提でやっていただければ、予定の4時までには最後まで行くかなという気がします。

(矢崎会長)

それでよければ。

(関委員)

外国人の問題は、現段階で方向づけするというよりこれからの問題も多く、同和問題ほど踏み込まなくていいだろうと、事務局案を前提にしながら足りない部分だけ追加しました。

(矢崎会長)

「ア 同和問題の基本認識」についてお読みください。ご意見をお聞かせいただきます。基本認識についてこういう記述をしていますが、どうでしょうか。

(有吉委員)

これでいいと思います。

(矢崎会長)

「イ 同和問題解決への取り組み経緯」の「(あ) 国、長野県の取り組み経緯」をお読

みください。

事務局で、斎藤委員と関委員がおやりになっていただいたものについて、年数のチェックとかをする必要がありますか。

(斎藤委員)

一応、間違えてないはずですが。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

年数ですとか、そういうことはまた確認させていただきます。

(矢崎会長)

経緯なので問題はないと思いますが、事務局で確認願います。

では「(い)「同和対策事業特別措置法」という事業法」について、何かあったら発言してください。なければ進んでいきます。

では「(う)国における法の失効と「一般対策への移行」」について、斎藤委員、この項の下から3行目の「一般対策」で施策を行うとしたのであって、施策を行わなくてよいなどとは一言も言っていないのである。施策の手法が「一般対策に工夫を加える」ことに変えられただけなのである』ということは、これをネガティブにとっているのか、ポジティブにとっているのか、要するに流れ、これはどういうニュアンスですか。

(斎藤委員)

これは、先ほどもお話ししたように、もう終了したという意見に対して、手法が変わったということを言いたいということです。特別対策から一般対策へと手法が変わったのであって、同和対策が終わったのではないということです。

(矢崎会長)

そうすると、積極的にとっていいわけですね。「一般対策に工夫を加える」ことに変えられただけ』ということが、誰が、無理やりされたのか、敬語をこんなところに使うはずがないから、これが変えられたということが無理やりされたみたいに、見たときに、聞いたときに思ったものですから。

(斎藤委員)

そうしたらいかがでしょうか、「施策の手法を一般対策に工夫を加えることにしたのである」とか。

(矢崎会長)

「ことだけなのである」とか。私がこだわっているのかもしれませんが、読んだときに少し引かかったので、岩井委員、この点はいいですか。

(岩井委員)

そうですね。全般的にそういういろいろな意見を踏まえた上で準備して、ご意見を施策に反映していますが、そこは整理した方がいいのではないかと思います。ほかにもいくつかありますよね。

(斎藤委員)

書いておいた方がいいという気持ちがありまして、わかりにくいところはぜひ直してください。

(岩井委員)

非常によく、歴史から書かれています。

(矢崎会長)

流れはよくわかります。こういうふうに総括しておくことは、1回は必要です。

(岩井委員)

そうですね。全体的な分量から言いますと、かなりフローは本当に厚くなっている感じはしますが。

(斎藤委員)

これを勉強していく過程で、長野県部落解放審議会の見識が非常に高かったと思わされたことは、同和対策事業特別措置法が同対審答申を全面的にカバーするものではないと指摘している、これはすごい認識だと思います。

本法はその名称が示すとおり事業法であって、同和対策審議会の答申に必ずしも十分こたえるものではないと、長野県部落解放審議会がはっきり言っています。これはすごいと思いました。

(矢崎会長)

スピードは国のレベルより速いですよ。

(斎藤委員)

そうですね。

(矢崎会長)

わかりました。では、最初におっしゃられたが、金委員と一緒に、その点の気になるところだけお直しいただきたいと思います。

「(え)長野県部落解放審議会答申」は、これは私どもに関係してくる部分になりますが、事務局で何か確認したいことがあったら、途中途中で意見を言ってもらって構いません。

(斎藤委員)

(え)は事務局でまとめた概略に、さらに追加して書いてだけです。

(矢崎会長)

はい、それでは次に行きます。「(お)県部落解放審議会答申と県・県議会の対応」は、私どもの記憶に入ってくる部分ですが、これは関委員、旧体制が何も次の考え方も打ち出さないのに、これだけを排除することはいかなものかということで県議会から否決されたということで解釈はいいですか。

(関委員)

そういう解釈も含めて総合的に判断されたのではないのでしょうか。

(矢崎会長)

14ページの(お)の下から3行目、「法律の失効及び一般対策への移行廃止条例」を県が提案したが否決されたという部分は、関委員が言われている、方向も何も出てこないのに、従来の条例を廃止することはいかなものかという解釈でよろしいですか。

(斎藤委員)

ここに関しては、事務局案の2ページのところですが、下から7行目のところですね。「長野県では部落解放審議会を廃止する条例案を」と具体的に書いてくださっていますが、これに変えた方がわかりやすいかなと思いました。事務局案の2ページの「人権政策審議会の設置」にその経過が書いてありますので。

(矢崎会長)

そういう意味ですね。斎藤委員が言った解釈でいいということですか、事務局。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

ここに書かれているように、いったん出したが否決されたということです。

(矢崎会長)

政策を何も出ていないのに、部落解放審議会をやめるわけにはいかない。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そういうことです。

(矢崎会長)

「(か)人権政策審議会の設置」はこれでもよろしいでしょうか。
それでは次に「ウ 同和問題の現状」についてご覧ください。

(有吉委員)

戻ってしまって申しわけありませんが、15ページの「ウ 同和問題の現状」に行く前の

ところで、わからなくて申しわけありませんが確認したいことがあります。私、その前の審議会から参加していないので、この審議会が初めてなのでお尋ねします。

人権政策審議会が2007年に設置されましたが、この審議会は部落解放審議会の流れを受け継ぐものなのですか。別個のものとして制定されたものなのか、あくまでも名前がかわったという意味なのか、基本的なところの確認をしたいです。

(矢崎会長)

でも意外と大事なところですよ。事務局の見解はありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

審議会とすれば別個のもので。ただ、審議していただく中では、部落解放審議会の答申も踏まえた上で審議していただきたいということになっていると思います。

(有吉委員)

そうすると、この中で新たな人権政策審議会で、この同和問題についてさらに答申を行っていくということはいいいのですが、私が今、感じとってしまったみたいに、前の審議会とのつながり、名前が、名称が変わっただけのような感じがするので、そこもこだわり続けるのかどうか。

(関委員)

前の「県部落解放審議会」は内容も、委員も同和問題に特化したものです。

(有吉委員)

ええ、同和問題だけじゃなくて、人権政策ということで広がったわけですね。人権問題は広がっていますので、同和問題がその一つとして位置づけられたということですよ。人権の中の問題の一つとしてということですね。

(関委員)

そうですね。

(有吉委員)

やる必要があるとか、そこは別に反対しているわけではなくて、これは事実関係なので、事実を述べていることなので、事実は正しく伝えなければいけないので、個人の主観が入ってはいけないところだと思いました。これは若干、主観なのかなというふうに、私も今、条例を見直したのですが、何も引き継ぐものとか名前を、これを変えてこれにしたというような名称も入っていないので、それならば、ここはあくまでも事実だけを伝えた方が、誤解がないという気がします。

(斎藤委員)

ただ、そういうことでいえば、事務局が書いてくださったように、2ページの一番下に

「長野県では、部落解放審議会答申の尊重と県議会の意見を重視し、平成19年7月17日に長野県人権政策審議会条例を制定し、人権政策に関する調査審議をするため本審議会が設置されました」という。

(有吉委員)

そうですね、それなら。

(斉藤委員)

私たちの思いは。

(有吉委員)

思いはわかりますが、お二人はその問題の専門家です。私たちは人権全般の問題の審議会のメンバーとして入っているので、その一つの審議会のメンバーがそのままなり代わったというふうに誤解されないためにも、客観的な事実は事実として伝えるべきだと私は考えます。

(斎藤委員)

この部落解放審議会の答申が入っていれば、それでいいと思います。

(矢崎会長)

では、今、ご指摘いただいた15ページの最初の3～4行目、これはむしろ事務局案のより客観的な書き方に修正するというのでいいですか。

(斎藤委員)

そうですね。ただそのときに、事務局案の2ページの「休眠状態となっていました」という部分は、何か他人事のような書き方ではないでしょうか。部落解放審議会は、答申を出して以降、休眠状態となっていましたというのは、事実はそうかもしれませんが、なぜそうってしまったのか。そうさせたものがあるのではないのでしょうか。

(有吉委員)

でもこれも客観的な事実ならば事実として、そしてみんなが何でこんな休眠になってしまったと思えばいいことなので、やはり事実は事実として書いたほうがいい。

(斎藤委員)

それは事実です。ただ。

(北村委員)

私たちは答申をする立場で、県の行政とか施策とか、そういう立場ではなくて、今、出すのが答申という形で出すから、これでいいのではないかと思います。今、そういうふうになっていたということで十分だと思います。

(有吉委員)

実際に休眠状態、させられたかは別として、実際休眠状態だったのですよね。

(北村委員)

客観的に私たちはそれを受けとめたわけです。

(斎藤委員)

それからその次の行の、「同和対策事業が平成16年度をもって概ね終了した」と、これも終了させたのですよね。その表現は、もう少し変えた方がいいと思っています。

(矢崎会長)

事務局案を言っていますね。基本的に修正案をもとにしゃべっていますから、修正案のここをこういうふうにしたらいいと言っているわけですので。

(斎藤委員)

今、事務局案をここへ加えていくというときに、ここは加えないでほしいということと言ったことです。

(矢崎会長)

事務局案の2ページの最後の「長野県では」の部分だけを差しかえることです。そうすると、早急に対応するための審議を重ねた部分も消えます。事務局、それもいいですね。最終的に作成いただいた方々の中で調整をすることになると思います。

では「ウ 同和問題の現状」についてはどうでしょうか。また思い出したら戻っていただいて構いませんので。

「方向性」の「ア「法」失効後の県行政の認識」、「イ 同和問題の歴史と固有性ならびに「実体」としての認識」でどうでしょうか。

斎藤委員、事務局との打ち合わせの中で、これはできたら会長から聞いておいてほしいということで、イの下の方に「同和問題の解決にとって教育・啓発が重要であることは言うまでもないが、教育・啓発だけでは解決できない「実体」がある。教育・啓発とともに、実体に即した施策を進めなければならない。」という部分はということなのか。書いてある文章はわかります。だけど、実体に即した施策が少しわかりにくい。これから基本計画をつくるものですから、事務局は、できるだけ正しく理解をして答申に応えたいということです。

(斎藤委員)

教育・啓発になると、主は学校教育と社会啓発で、特に同和地区も含めてということでしょうが、主として外へ向けてすることになると思います。被差別部落では、例えば解放子ども会をこれまでやってきているわけですが、こうしたものを支援していくとか、こういうことは教育だけの問題ではないのではないかと思います。

(矢崎会長)

この「実体」とは、ではそういう地域のいろいろなサークルというか運動体とか、そういうものですか、この「実体」とは。

(斎藤委員)

運動体はイメージしておりません。その被差別部落の生活ですね、生活実態です。そういうふうに書いていただいた方がいいかもしれません。教育・啓発だけでは解決できない生活実態があると思います。

(有吉委員)

いいですか。このところは、この前も私は申し上げたと思いますが、まず私たちが理解できないと説得力がないと思うので、具体的に何がどうなっていて、だからどういう施策、その先の施策として県がすべきことですよね。前にも申し上げたように、結婚問題とかはどうやって県が介入できる問題ではないわけですので。

(斎藤委員)

いえ、結婚問題をそういうふうに言い切られたら困ると思います。

(有吉委員)

では政策として何か行うということですか。

(斎藤委員)

いやいや、それは教育・啓発もあるわけですので。

(有吉委員)

ですから、教育・啓発の中を超えたものとして。

(斎藤委員)

結婚問題に関して、どういう支援があるかということですが、例えば、この地区から出てくれと、苗字も変えてくれとかということがあります。その彼女と結婚したために、同和地区から出て生活をするような人もいます。そういうものは、場合によっては支援が必要になることもあると思います。ただ、結婚問題に関しては教育・啓発、それから相談・支援と、具体的な結婚問題が出てきてからですので、そういうことになると思います。

例えば、人権関係団体が来られたときの話の一つに、デイサービスへ行ったときに、その先で差別発言を受けたので、もう二度と行かない。そうって、部落の中にもってしまっているお年寄りがいるというお話がありました。そういう方は、高齢者対策だけでは済まない面があり、そういう人を支援していくという、それは相談・支援ではないと思います。そういう部分がいくつか、多分残っていると思います。

(関委員)

私の視点からいいますと、まだ調査しなければいけないことがあると私は感じています。今まで話が出ましたようにこの数年、同和問題について踏み込んだ客観的な仕事がなされなくなってしまいました。調査データも乏しいのです。時系列的にも2点か3点ないといけません。そうでないと、同和地区の方々とそれ以外の方々との違いが正確に判断できないわけです。

(斎藤委員)

この前、3人の話し合いで関委員から指摘をされたのですが、例えば高校進学率はかなり接近してきています。ところが大学進学率になると、いまだにかなり開きがあります。その開きが何かということも、実際にどうなっているかということも含めて今、調査はないのです。例えば、多分大学進学率だと、まだかなり開きがある。

それから、高校進学率ではかなり接近してきているみたいですが、中退率はどうか、どうもかなり中退が多いようです。そうしますと、そういうところをどう考えていくとか、あるいは、場合によるとどう支えていくかということが出てくるだろうと思っています。

(有吉委員)

ですから、今みたいに、具体的に何かが出てきての支援であればわかるのですが、そのためにまだ調査がとまってしまっているのも、そこを正確に把握して、その後の対策を立てるためにまずは実態調査が必要ということであれば、すごくわかりやすいと思います。ここの中で、今、会長がおっしゃられたように、「実体」というだけだと少し抽象的過ぎてしまっています。

(斎藤委員)

ただ、それをここに書いておきませんと、要するに同和問題に関しては、あとは教育・啓発、あるいは相談・支援だけだとされてしまうと、施策が抜けてしまうことになるので、それはやはり入れておきたいということです。

(矢崎会長)

斎藤委員、わかりました。私が「実体」といったのは、実態調査の「実態」とこの「実体」と、「体」の「体」ですよね。この言葉の使い方が、わからないということです。この「実体」と書かれると何のことだかわからないということを申し上げたわけです。字が実態調査の「実態」と違うからです。一般的にこの「実体」という言葉は使われないから、それはなるべく避けてもらいたいということです。

(斎藤委員)

わかりました。

(北村委員)

その問題ですが、16ページのアで、上から4行目で「まず何よりも実態」、この「態」ですよね。「実態を正確に把握する必要がある。」とここでうたっています。これが今、いう同和問題のこのイのところで補充しているのではないかと思うのです。

それともう一つですが、今と同じ一番上のところで、「長野県では特別措置法失効後、同和行政が後退した。それは、市町村の取り組みの後退や」と、何で市町村がここに、真っ先にこういうふうに出てくるのか、これはおかしいのではないかと思います。

(斎藤委員)

これは、県が部落解放審議会答申を受けながら、それを全く具体化しないで、いってみれば取り組みが後退した。その結果が、市町村の取り組みの後退とか、県民意識の低下として現れてきているという考え方です。

(有吉委員)

それは客観的な事実なのかどうかです。それが客観的な事実ならば、これはこれでいいと思います。ではなくて、斎藤委員等のご認識だということになってしまうと、答申として、全体の審議会の答申としてどうなのかなと思います。これが事実として、その結果、県行政のその政策の結果として現れているということがわかるならば、こういう表現で私は構わないと思います。

(岩井委員)

これと少し関連するのですが、15ページの「(ウ) 県民の意識」で、「県の取り組みが停滞あるいは後退したと関連していると考えられる」と、これも、正直少し引っかかっていたのです。

意識調査が、関連性の中で明解にそう言えるかどうかというのはどうなのかなと思いました。

それと、この(イ)と(ウ)の書き方は、私もクエスチョンでよくわからないという印がついています。同和問題は、最終的には教育・啓発へ行き着くと思いますが、その根深いところをもう少し加えて、「ほかの問題とまた別だてに、何かきちんと認識すべきだ」みたいな文章が入ってくれば、もう少しこの(イ)と(ウ)がわかりやすくなるのかなと思いました。

これをポッと出されてもよくわからないということは、理解力がないのかもしれませんが、ただ、斎藤委員の書き込みたい気持ちはわかります。単にいろいろな環境が向上しても残る差別があるということは、この同和問題の持っている特殊性だと思いますので。その辺を踏まえて何か違った文章を、もう少し練ってもいいのかなと感じました。

(関委員)

先ほど実態調査が必要だというお話をしましたが、そのほかに例えば「県の体制整備」とか、いろいろと具体的に次ページに書いてあります。教育・啓発だけではないと言っているのはこういったことを指しています。

(岩井委員)

その点が少し何か書いてあるかなと思いました。例えば17ページの「(う)当事者の権利としての「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援の必要性」がありますね。これが例えば具体的にどういうものなのかということも、(イ)の話と関連づけて私は考えていくことだと思いました。

例えば県の体制整備とか実態調査は、もちろん行政の施策の中の一つとしては考えられる話だと思いますが、例えば(う)は、どういう支援があるのかなと思いました。

これは斎藤委員、何か具体的にこういうものをやればいいみたいなお知恵はあるのでしょうか。

(斎藤委員)

例えば子ども会を支援することです。子ども会はいま解体状況にあるようです。少し前まで、ある意味で制度が整備されて、子ども会が教員などにお任せになってきてしまったところがあります。それがなくなってしまうために、子ども会を維持することができなくなっているようです。ですから、これは同和地区の人々の問題ですが、ただそれだけでなく、子どもたちに関わりたくても関われないような、生活実態が今あります。部落の人たちは、高校進学、大学進学率の差に見られるように、就職でもハンデを負ってきている人が非常に多い。ところが今、県などからの公共事業も少なく、部落に限りませんが、建築関係の人は非常に打撃を受けて、次々と倒産、廃業に追い込まれています。そうした状況のため、子ども会に関わりたくても関われなくて、子ども会ができなくなっているところがかかり出てきています。今も差別はありますので、そういう子どもたちが差別に負けないで生きていけるような何か支援は必要ではないかと思っています。

それから高齢者です。従来、解放長生き会などという名称で、家にこもっているおじいちゃん、おばあちゃんを集めて、いろいろな勉強会をやったりしてきましたが、そういうこともなかなかできにくい状態になってきました。繰り返しになりますが、地域の老人たちの集まりがあるからそこに行けばいいではないかという意見がありますが、そうは簡単にはいかない。そのお年寄りたちにいるいろいろな話を聞くと、小学校のときに差別されたと、60年前の話が一番鮮明に頭に記憶されていて行けない。そういう人たちを支援していく。この支援は相談・支援ではなく、違う支援だと思いますが、そういうものが必要ではないでしょうか。そういう「自覚」「自立」「自己実現」は、同和問題だけでなく、例えば、障害者の自立、自己実現には当然必要ですので、それなりの施策が行われています。これは部落の人に対してもそういう施策が行われる必要があるのではないかと思います。

(有吉委員)

いいですか。言うことはごもっともなことだと思います。ただ、その子ども会を県が何らかの形で、外から入ってきてすることが、本当にその人たちの自立になるのかという問題にもなってきます。あと大学問題といたら、それは同和地区の問題だけではなくて、養護施設にいる子どもたちの大学進学率がほとんどないと、その点も同じになってしまいます。できれば支援ということはわかりますが、やはり言われることには限界がありますので、支援と言われるからにはやはり説得的な話をされないと、抽象的な話では理解が

得られません。

(斎藤委員)

やるべきだというふうに書いておけばいいのではないかと考えています。支援していくべきだという方向を。

(有吉委員)

お年寄りも、今度は地区でつくったら、ますます反対に中にこもってしまい、外に出なくなるのではないかと、客観的に外から見ると思えます。

外に出なくなると、今度はそれがすべて、地区のお年寄り側の受ける気持ちになります。私は常に教育だろうと考えます。地区のお年寄りが差別を受けることなく、施設に来たときも差別発言を受けることのないように地域全体を教育していくことが必要だと思います。

(斎藤委員)

教育・啓発が大事ということはもちろんです。

(有吉委員)

そのために、県が全部、至れり尽くせりにやっていくということ、今、求められているのかなと感じがします。これを審議会の意見としていいのかどうかは、私はまだ、そのとおりだとはまでは言えません。実態調査はずっとされていませんので、することはいいと思います。今、現実的にどうなっていて、どういう不利益を受けているかということ、漠然としたものではなくて、客観的な資料として出すことは、その先に進むためには必要だと思います。まだその調査がきちんと行われていない段階の中で、具体的な何か施策につながっていくものが、抽象的なものでは、今一歩わかりにくいところです。

(矢崎会長)

ほかに意見がありますか。

(関委員)

この答申に取り組む態度ですが、それぞれの専門家がここにいると思います。もちろん事実かどうかは重要なことですが、事実の羅列だけでなく、我々は同和地区の方々からお話を聞いたり、あるいは企業で問題を起こしたり、そういう実体験を持っています。そういった有識者の委員としての意見に基づいて審議会としてこう考えるという答申が求められていると思います。そうでないと専門家を委員に任命する必要はなく、事務局だけでことは足ります。

私の知人の経済人などが委員になっている国の調査、審議会なども、従来と違って、そういう専門家が集まって、要するに官僚、事務局とは全然違う、場合によっては対立した意見までを出すということが、最近、非常に多くなってきていると聞きます。

(有吉委員)

いいです。そういう意見があっているのですが、あくまで出すのは審議会全体として出すことなので、それを専門にしている方たちだけの意見だということであれば全然抵抗はないです、それはそれで専門の人がやられているのですから。ただ、審議会のメンバーの全員の意見として出すので、そこのところはある程度納得できることをもとに進めていただきたいということです。

(矢崎会長)

会長としますと、関委員のおっしゃることはわかります。審議会といっても個性があります。市長をやっているとわかりますが、どういう人に審議会委員をお願いするかによって、もうそこから出てくるものはわかります。今回、こういう部落問題をやられてこられた方々を何人かお入れになっているということは、この問題について一つ進めたい。この放っておいたものに何らかの結論を出したいという、そういう個性を持った審議会です。私は最初からそういうつもりで受けています。

だから、おっしゃることはわかりますが、ある程度部落の問題については踏み込まないと、この審議会の一つの役割が果たせない部分が本当はあります。正直いって、どうしても気になる部分は、それは削除するということですよ。どうしてもこれを入れてもらったら困るという部分があれば削除する。しかし、今回の同和対策の問題については、私はお三方やってもらった方々のご意見を最大限、ほかの委員さん方がこれだけは困るという部分だけは削除しますが、そうでなければ、できるだけ生かさせていただくことが、この審議会の個性です。審議会は個性があります。初めから客観的な審議会はありませんので、これは審議会にお願いしてきた立場ですから。どうしても気になるところだけはぜひご発言をください。ただ、お願いをしたいことは、その部落問題をやってこられた方しかわからない言葉だけは遠慮してもらいたい。

(斎藤委員)

申しわけありません。その「実体」の「体」の字は、同和対策に非常に深くかかわってこられた環境省の事務次官をされた炭谷茂さんが、「人権は実体である」と、「体」からの方で書かれていました。そして、よく講演録が送られてくるが、その「体」が態度の「態」に変えられていることがあるが、そうではないと書かれています。そこで「実体」を使ったのですが、私は「実体」と「実態」の違いが十分にわかっていませんでした。

(矢崎会長)

それは使うべきではない。斎藤委員自身がきちんとして説明できない言葉をどの委員も、会長も説明できませんから、これはご遠慮いただきたい。おそらくほかの言葉で言い回しがきくと思います。この「実体」ということは説明が付きません。

実態調査については、私はするということだと思います。実態調査をしないから一般施策に付加すべき、同和対策として付加すべきものが出てきていない。これは、ただ、事務局方と今日議論しましたが、「では会長、どういう実態調査をすればいいかを議論していただきたい」という意見がありました。これは少しご意見をお聞きしておかないと、事務局からすると、答申は勝手なことを言ってきて、それに対して基本計画は勝手につくるとい

ことではないのです。やはり事務局として関わっている以上、答申にできるだけ沿って基本計画をつくりたいということが、職員の偽らざる気持ちなのです。でなかったら、このように何人も関わっている必要がありませんので。

この実態調査の仕方についてアドバイスをいただけませんか。正直いって、事務局はこういう実態調査をするかわかりかねています。今までと同じような、関委員が言われた、平成5年、その前という時系列でやってきた同じ内容でいいのか、それとも違うのか。

(斎藤委員)

今日は資料を持ってきていませんが。

(矢崎会長)

あとでも結構です。

(斎藤委員)

一つ加えたいと思っていることは、「心理的差別」をどこかに入れておいたと思いますが、その差別を受けた結果として、それが被差別部落の県民に、どういう刻印を与えているかというような調査もぜひしたいということです。

(矢崎会長)

これを実態調査とするのか、聞き取りとするのか。聞き取りでしょうね。実態調査は無理ですね。

(斎藤委員)

これも誰が聞くかによって大分違ってきてしまいますから、実際に語っていただけるような、聞く方の側の問題もあると思います。

(矢崎会長)

私が事務局に話しをしたことは、あなたたちでできることはあるだろうと思います。では、高校の進学率はもうほとんど変わらないのか、平成5年と比べてどうなのか。今の時点で他地区、一般地区と比べてどうなのか。それで中退とか、お年寄りの孤独死とか、一人暮らしとか、要するに行政側でわかる資料はとれますね。それはあまり変わっていないのか、それもまだ変わっているのかはできるかと思います。その奥の部分の調査の仕方が職員としては、大事なポイントだと思いますので、できたら何かにまとめてもらって、こういう実態調査が必要みたいなものをアドバイスしてもらって、事務局で参考にさせてもらえばと思います。これは基本計画の中でやらざるを得ません。事務局は、これだけはつきり答申がありましたので、できないことではないですから、エクスキューズできないので、これはやらざるを得ない。だけどなるべく有効な実態調査をするという意味で、応援をしてやってください。17ページも含めて、あとはどうでしょうか。そこで大体、終わりますので、この同和問題について、トータルで言い落としたとか、もしありましたら。

斎藤委員、これは一回、今、出たご意見をもとにして、文体も含めてもう一回ご検討い

ただくということによろしいでしょうか。

(斎藤委員)

例えば16ページの一番上、先ほどご指摘いただきました、1～2行目ですが、「現れてきていると考えられる」を入れておいていいですか。「現れてきている」ということはもう断定になってしまいますから。「と考えられる」ということで。

(北村委員)

「市町村の取り組みの後退」とか、そういうこととして現れてきていると考えられると。

(有吉委員)

「考えられる」も主観なので、私はこの1行がなくても、別にそんなにインパクトが弱くなるわけではないと思います。

(斎藤委員)

とった方がいいですか。

(有吉委員)

まだ解決のためにたくさんの課題が残っている、調査とかをしていかなければいけないとか、そういうことはいいですが、後退してきたということも事実ですか。

(斎藤委員)

県行政の認識ですか。

(有吉委員)

長野県の行政が後退してきているということが事実ならば、それはそれでよくて、そして同和解決のためには、まだまだ課題が残っていると。

(斎藤委員)

一応、その「市町村の取り組みの後退」とか、「県民意識の低下として、現れてきている」というところを削ってしまうということですか。

(有吉委員)

ということでは全然抵抗はないと思いますが、では何で、どうしても何か入れなくてはいけない理由とかが、客観的な事実ならいいのですが。

(斎藤委員)

ここで言いたいのは、県がきちんとやらないと、どうしても市町村が県にならなくなって、県に同調してやはりやらなくなるという傾向があります。それで実際に、事実としては、県にならったかどうかはわかりませんが、市町村でも取り組みが後退しているのは

事実です。

(関委員)

先ほど岩井委員から、問答のような文章が少し散見されるというようなコメントがありましたが、その点は最初の原案から大分修正したのですが、私も感じています。

(有吉委員)

それでもちゃんと思いは十分伝わると思います。誤解を招くようなことは抜かして、きちんと思いを伝えた方がみんなの共感も得られると思います。

(斎藤委員)

今の話は、会長のお話を聞いて、そこを直せばいいと思いました。「同和行政が後退した」とは、因果関係で書いているからまずいので、それは因果関係ではなくて、「また、市町村の取組も後退したり、県民の意識の低下が現れた」と。それまでは、客観的な事実で、県民意識調査に現れているように、ということですので、つまり県の姿勢が後退したから市町村が後退したと書かなければいい。

(有吉委員)

そうすると、市町村のことを書く、県のあくまでも答申ですから。何としてでも、取り組みが後退している事実があるならば、別に事実としてはいいですが、そして県民の意識が低下しているのも、それは事実なことなのでそれは全然かまわないですが、今度はそれを羅列することによって、かえってまとまりがなくなってしまうのではないかと思います。

(関委員)

それは市町村が一番県民と接していますので、そのところが重要です。

(矢崎会長)

有吉委員、これは入れてもらって、私はその当時、責任者でしたから、県も後退しているし、市町村も後退しているという、結構プレッシャーになっていたものがとれたという意識が市町村にあります。だから、これは入れた方がいいと思います。

(有吉委員)

そういうふうを書くわけにはいかないのですか。

(矢崎会長)

そういうふうを書くわけにはいかないのです、これは、私が責任をとりますから、市町村が動かなかつたら、県だけではどうにもならない点です。

ただ、私が心配しているのは、市町村長の中にはそう思っていない方がいるかもしれないということです。そうすると、それは茅野市の市長はそういったかもしれないが、あそこはもともと問題がないところだと、市町村長の中には今までどおりやっていると言われ

る方もいる可能性はありますので、それなら有吉委員が言われたように、県の答申だから市町村ははずしてもいいと思います。市町村長に叱られるかもしれませんが、私はこれでいいですよ。

(北村委員)

私はそれを懸念します。

(矢崎会長)

市町村長の中には、もしかするとお叱りになる方がいるかもしれない。

(有吉委員)

事実を伝えることはいいですが、あくまでも審議会として答申をするので、誤解があって反対に批判されるような、いろいろ言われることは、どのような形でも言われるのは当然ですが、それを毅然として乗り越えられるものがないと却ってぐらついてしまうと思います。無理して入れるのであれば、そこを削っても、特に大きな問題がないのであれば、私は誤解のないようにしてほしいです。

(矢崎会長)

有吉委員が言われたように、言いたいことは言いながら、なおかつ反感を持たせないということが大事かもしれません。過激ならいいということではありませんので、恐れ入りますが、もう一度、お三方でお願いします。

それでは外国人の問題について、関委員、特に何かございますか。このつけ足してあるところが必要で加えてあるという解釈でよろしいですか。

(関委員)

外国人の問題は、歴史的に差別事象を発生させてきた同和問題と対比すると、むしろこれからの問題ということの方が多いのではないかということで、事務局原案をもとに、こういった表現の方がよろしいのではないかと改善したり、加筆したりして修正したということです。

(矢崎会長)

18～19ページの外国人の問題について、修正、追加した部分も含めて何かご意見がありましたらお願いします。

それでは一応、次に行きます。20～21ページの女性。これが先ほどから申し上げた金委員の思いが、男女共同参画をおやりになられているので、同和問題と外国人の問題は合意形成されているからいいです。だけど男女共同参画については、それぞれの司、司で、知事の言い方をすれば、司、司でやっている部分として今回は扱っていくということです。特に基本的なことだけ入れてきていますので、ここだけが少し重い気がします。皆さんで合意いただければ構いませんが、例えば、子どもをやっている人から見ると、高齢者、障害者、それぞれのスタンスは少し違うかなと、お気にならなければいいですが、私は少し

気になりました。

それも含めて、恐れ入りますが、個別のところまでお目を通しいただいて、気になるところがありましたらお願いします。インターネットについては、その他の人権課題の頭に持ってくるという仕方をしています。これは事務局案もそうでしたか。事務局案は最後でしたか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

最後です。

(矢崎会長)

どこへ入れるかという位置づけについてはいかがですか。

(斎藤委員)

これは確かここではなくてこっちに持っていくはずだったので、とりあえず頭に入れてしまったという経過です。

(矢崎会長)

この間のときに、インターネットの人権侵害のやり方の問題がありましたね。岩井委員からご指摘いただいたか、有吉委員からですか。それで、その意見で事務局が最後に、カテゴリ別の最後に事務局案では入れてあります。

(斎藤委員)

それでいいと思います。

(矢崎会長)

それでいいですか。その他の人権課題の中の一番最後に入れるということですか。違いますよね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

いえ、考え方として、「アイヌ」、～「北朝鮮」まで入れまして、インターネットは、1本として全部にかかってくるからということで一番最後にあります。

(矢崎会長)

そこも含めてご意見をいただきたいと思いますが、修正案の27ページまで、少し長くて大変だろうと思いますが。

(斎藤委員)

すみません。それで25～26ページの中国帰国者ですが、これは最後慌てて入れましたが、事務局案の方が詳しく書いてくださっていますので、そちらを生かしていただくということでいいかなと思いました。

(矢崎会長)

修正案を出された方からの意見になればそういうことです。中国帰国者については事務局案でやってください。 にしてしまうか、文章にするかという問題は、またもう少しして決めますが。

そうすると、場所は修正案と同じところになっていますね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そうですね。その他の人権課題から抜いて、中国帰国者ということで1本立ててあります。

(矢崎会長)

犯罪被害者等も1本立ててありますね。

(斎藤委員)

長野県の特有でもありませんが、長野県にとっては大きな問題です。

すみません、よろしいですか。私の意見ですが、吉澤委員が、「その他」にずっとこだわってしまっていて、この前の話し合いのときも「その他」の問題がありまして、どうしたらいいかと思っていたのですが、「その他」にしないで、例えば「様々な人権課題」というようにして、前回有吉委員が言われたように、このほかにも、もう挙げていけばきりがないほど問題、課題がありますので、それで、今、その中でまだこういう問題もあるということではいかがでしょうか。どうも「アイヌ」とか、項目立てをしてしまうと、ほかの問題はどうなっているかというようになってしまうので、これを文章の中に入れてしまったらいかがでしょうか。つまり「アイヌの人々」、「刑を終えて出所した人」という立て方をしないで、地の文で書いてしまえば、ほかにもいろいろありますが、とりあえずこういうことで、ここに書いておく。

まず「(10) その他の人権課題」を、「様々な人権」として、現状等を書く。

(矢崎会長)

インターネットをあとに持っていくということで、アイヌからですね。

(斎藤委員)

「アイヌの人々」とか、「刑を終えて出所した人」というように項目を立てています。これを、項目を立てないでやっていく。例えば、一つの文章で盛り込むということです。

(矢崎会長)

余計にその他扱いになりはしませんか。

(斎藤委員)

ただ、頭のところに、そのほかにもいろいろあるが、とりあえずこういう問題もあると。

(矢崎会長)

いや、その他という言葉が嫌なだけでしょ。

(斎藤委員)

そうです。吉澤委員がずっとこだわっています。

(矢崎会長)

それもわからないではないが、「その他の人権課題」ではなくて言葉を探して、書き方とすると、 、 、 でも、それはこだわらないわけですね。

(斎藤委員)

そうですね。

(矢崎会長)

「アイヌの人々」、「刑を終えて出所した人」が、それぞれ になっても構いませんね。要するに書き方はこれでも構わないかどうかということ、「その他」がいけないかどうかということ。

(斎藤委員)

一つは「その他」ですね。これは吉澤委員がこだわっていますので、あとで私が考えたことは、「その他」扱いではなくて、「様々な人権課題」があるというふうに変えたらどうかということ。これは吉澤委員に聞いた方がいいですが。

もう一つは、「アイヌの人々」とか「刑を終えて出所した人」とか項目立てをしていますが、余計、例えば実際、読んだ人からいろいろなことを言われるだろうと思って、例えば沖縄がどうか、必ず出てきそうな気がします。そういう項目を立てないで、地の文章で、このような問題がある、こんな問題があると、そういうこともあるとした方がよいと思います。

(矢崎会長)

でも、説明を一つの文章の中に入れていくと、わけがわからなくなりますよね。書き方の問題ですが、事務局案も 、 、 というふうに。

(斎藤委員)

そうです。読む人は読みやすいですが。

(矢崎会長)

というか、「その他」という言い方にこだわっているのではないですか。この間もここを出したように、「様々な人権課題」にして、文章はよくないですか。

(有吉委員)

あとの内容は同じですけれども。

(矢崎会長)

同じで。

(有吉委員)

読みやすさからすればそういうことで、羅列すると、まだもれているものがあるとかというふうになってしまうと、本当にきりのないことだと思います。

(矢崎会長)

「その他」という言い方は私も抵抗があります。それは、その他大勢みたいな感じですね。

(有吉委員)

その他大勢みたいです。別に、決して人権の程度として弱いわけではなくて、ウエイトづけの問題で、人権侵害の程度が低いとか程度の問題ではないことです。だけど、その他という言い方が、その程度の強弱にとらわれてしまわないかと、その点の配慮がないとか、配慮をしていないのではないかと、審議会がそういうふうに誤解する内容になるのなら、「様々」でもいいと思います。

(矢崎会長)

「様々」ということに、一応しておきましょう。次のときまでにいい案があれば、事務局へ言ってください。それで吉澤委員にも言うておいてくれませんか。「様々」に変えたということ。

(斎藤委員)

そうすると、その項目立てにするのであれば、その(10)と の間に、さまざまな課題があるということを一言入れた方がいいと思いますね。

(矢崎会長)

なるほどね。様々な人権課題の中に、何か1行入れると。

(有吉委員)

これからもれている人からすれば、忘れられているというふうに思うかもしれないので、難しいですね、この表現。あとに列挙する以外にも多数あるが、とか。

(斎藤委員)

上に述べてきたほかにも、上には個別としてこれ挙げていますから、ほかにも様々な人権課題があると。

(有吉委員)

でも、これがすべてというわけではないですよ。すべて挙げることは不可能なので。

(斎藤委員)

そうですね。下に挙げるような問題もあるが、これがすべてではないという断りを少し入れておけば、ほかにもあるよということの批判からは逃れることができる。

(有吉委員)

いろいろな人権課題があって、その中の具体例を挙げるとか何か。

(斎藤委員)

下記のような人権課題があると、しかしこれがすべてではないという一言ですね。

(北村委員)

入ると、入らないとでは違うから。

(斎藤委員)

そうじゃないと、ほかの問題があるのに何で入っていないのかという話になってしまいます。その一言が入っていればよいという、断りですよ。

(矢崎会長)

少し検討してみましょう。でも、「その他」という言葉だけはやめましょう。

あとは、最後になりますが、「人権施策の方向性と推進体制」について、基本的には事務局案を集めていただいているということですね。それで線が引いたところだけ追加してあると、28～31ページに線が引いていないところは事務局の素案にあるものを集約してあるということだと思いますが、それでいいですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

事務局案でいいますと、8ページの「4 人権施策の方向性」を一番最後に持ってきてあるということです。

(矢崎会長)

それにあわせて書いてあるということですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

それと、県の資料1の18ページの「施策の総合的な推進」ということで一番最後に書いてありますが、その点も含めて、方向性と推進体制ということで、修正案として出されています。

(矢崎会長)

だから体系としては最初にご了解いただいているので、「人権施策の方向性と推進体制」の中身、その多くは、事務局案の中で2つぐらいに分かれたものをここでまとめていただいたということです。この方が私はわかりやすいと思いますので、あとは、そのまとめ方と追加した部分についてご意見があればお聞きをしたいと思います。

(岩井委員)

これ評価という話は、修正案では出ていないのですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

これは、前回のときに評価も入れたらいいのではないかとということで、県の案では入っていますが、金委員のところはその経過がわからないもので評価は入っていないということです。

(岩井委員)

これは入れておいた方がよろしいですね。

(矢崎会長)

その評価は入れておいた方がいいですね。ただ一つ、それに関係しているのかなと思ったのは、30ページの「(5) 推進体制」の中に「各機関で構成する人権施策推進協議会」と書いてありますね。これ既存にありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

庁内の各部局の連絡会議で、県の内部組織です。

(矢崎会長)

理事者は入らないでしょう。行政の人ですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

部長はなっています。

(矢崎会長)

今、岩井委員からチェックをする体制という話が出ましたが、前回のそうした議論も金委員はご存じないだろうと思います。

だから推進体制の中に入るかもしれないが、県の推進体制の中に、庁内での各機関で構成する人権施策推進協議会と、この人権政策審議会がそのチェックの役目をするということとはできないかどうか。ただ、条例的にはできるが、任期が来て誰にもお願いしなければ自然に終わるという話をしました。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そういう意味もあって、県案では18ページに、「6 施策の総合的な推進」の中に、「人権施策の推進体制」と「人権施策の評価」という項目を入れて、並べさせていただきました。これは前回の審議会での意見を踏まえて、「評価」という項目がここには入ってきています。

(矢崎会長)

どちらにしても金委員と打ち合わせをしないといけないので、金委員がいなかったときのその審議会の果実、それをやはり生かしてもらわないとおかしなことになります。今のご指摘のところも含めて、推進体制、チェック、これが必要ではないかということは、前回の一つの結論の果実です。

一通り終わりました。修正案に基づいて、そのまた構成のもとで作成いただいて、大変な労作です。感謝をしたいと思います。それに関してご議論をいただきました。特に同和問題については、もう一度、基本的にはこれで了解を得ていますが、文章の書き方、まとめ方でもう一度ご返答いただくということですので、大変恐縮ですが、お願いをいたします。

それと基本理念、分野別でない部分の最初と最後、基本理念のところと、これからの推進体制については、前回の審議会の果実といいますか、積み上げをもう一度、金委員とお話して調整をしていただくと、それは事務局の方でいいですね。同和問題については、また皆さんでもう一回ご返答いただくということで。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

一つ、確認ですが、今の修正案ですと、それぞれ箇条書きになっています。それは文章にまとめて、いえは、事務局案のような形にまとめた形での答申素案という形で作成した方がよろしいわけでしょうか。

(矢崎会長)

それはお諮りしないと。これ合意をもらっておかないと、また面倒なことになります。先ほど有吉委員と岩井委員と大西委員については、事務局素案のような形で文章化した方がいいというご意見だったと思います、よろしいですね。

北村委員は同じですか、はい。ご尽力いただいたお三方の方も、前の事務局案に基づいて修正してあるという考え方でいいですね。そうすると、基本的には事務局素案のような文章方式で、なおかつわかりやすくしていくということでもよろしいでしょうか。

(斎藤委員)

基本的に、「である」と、「です、ます」の違いがありますが、多分、「です、ます」ですね。

(矢崎会長)

ありがとうございました。それではこの次のことで、今日事務局と打ち合わせして、1月29日で終わるか心配をして、場合によっては予備日をとっていただけたらということが

事務局の案でした。事務局の考え方を話してください。委員が対応できるかどうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

本来ですと、本日で答申素案をとりまとめて、県民の意見をパブリックコメントでいただくということで、1月29日には答申案の作成を予定していました。

しかし、今日の状況を見ますと、まだ素案がまだまだという形ですので、1月29日には、今、言いつかりましたものを事務局で調整させていただいて、素案の再検討をお願いしたいと思っております。

そうしますと、その再検討のあと、最終的な答申案を、メールとかお手紙でやりとりすることが必要だと思いますが、2月の中旬ごろ、一回その答申案について、もう一度この審議会でご審議いただければありがたいというのが事務局の案です。最終的にそれを受けて、3月中に知事に答申するという日程で、一回、審議会を増やしていただければありがたいと考えています。

(矢崎会長)

そのときに、一つご了解いただきたいのは、当初、事務局案では、パブリックコメントを一月とるという期間を12月においていました。それがそういうことになると、パブコメをとる時間が、知事への諮問は年度内という約束ですからなくなってしまいます。私は県が基本計画をつくるときには、それはパブリックコメントをとらなければいけないが、審議会の時点でパブリックコメントをとらなくてもいいだろうという解釈です。いいですね。それに基づいて県が基本計画をつくるときには当然とりますので。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

基本計画につきましては、県民からの意見聴取という形で、パブリックコメントをいただくように予定はしております。

(矢崎会長)

審議会は、一応アンケートをとって、気になる分野については、団体からヒアリングを行っています。そうでないと、少しスケジュールは間に合いません。パブリックコメントをやるとしたら、一月、どうしても足りなくなります。パブリックコメントはとらないということでもよろしゅうございますか。

(異議なし)

(矢崎会長)

はい。では2月にもう一回やらせていただくということで、議会は。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

2月の下旬から始まりますので、その前の中旬で、また日程調整させていただければと思います。

(矢崎会長)

どうもお疲れさまでした。少し時間が過ぎて大変でしたが、随分、詰めることができました。ありがとうございます。

(斎藤委員)

よろしいでしょうか。今日はようやく委員の皆さんに、同和問題についての素案を見ていただきましたので、まとめたときにも、かなりかっかして書いていますので、ご指摘いただいたようにおかしなところもまだほかにもあるはずです。よろしかったらメールで、ここはこうしたらいいのではないかというようなご意見をお寄せいただきたいと思います。メールでなくても、もちろん電話でも何でも構いません。そうしましたら、また3人で相談をして最終的にまとめたいと思いますので、ぜひご意見をお寄せいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(矢崎会長)

本当にご足労をかけて申しわけありませんが、どうぞよろしくお願いいいたします。では事務局から何かありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

それでは、今、斎藤委員から、同和の関係につきましては斎藤委員の方へという話ですが、ほかの関係で何かご意見がありましたら、12月12日、来週の金曜日ぐらいまでに事務局へ任意の様式で構いませんので、お願いしたいと思います。

次回は1月29日午後1時半から、この特別会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいいたします。

(矢崎会長)

それではお疲れ様でした。ありがとうございます。